資料２

# 滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の検討に係る関係者協議会設置要綱

（設置）

第１条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）第８条の規定に基づき策定された「滋賀県読書バリアフリー計画」を改定するに当たり、関係者等から意見を聴取するため「滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の検討に係る関係者協議会」（以下「関係者協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　関係者協議会は、次の事項について協議を行う。

（1）滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の策定に関すること。

（2）読書バリアフリーの推進に関すること。

（3）その他、滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の策定に当たり必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第３条　関係者協議会は、次の構成員をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）障害当事者団体および支援団体

（3）図書館関係者

（4）学校関係者

（5）その他、教育委員会事務局生涯学習課長（以下「課長」という。）が必要と認める者

２　関係者協議会に座長を置く。

３　座長は、構成員の中から互選する。

（構成員の任期）

第４条　構成員の任期は、選任された日から滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の策定の日までとする。

（会議）

第５条　関係者協議会は、課長が招集する。

２　関係者協議会は、公開とする。ただし、課長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

３　課長は、緊急その他やむを得ない事由等により関係者協議会を開催することが困難であると判断される場合、書面開催に代えることができる。

４　課長が必要と認めるときは、構成員等から個別に意見を聴取することができる。

（庶務）

第６条　関係者協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、関係者協議会の運営に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付則
この要綱は、令和８年５月 19 日から施行する。